

総合海洋政策本部参与会議（第24回） 議事概要

◆日時：平成27年10月13日（火）15～16時

◆場所：合同庁舎4号館 共用108会議室

◆議事概要（参与の発言は○、事務局の発言は●）

1. 開会

宮原座長より開会の御挨拶がなされた。

2. 工程表（改訂版）について

資料2-1に基づき、海洋基本計画に基づく工程表（改訂版）について、事務局から報告がなされた。

また、資料2-2に基づき、平成28年度の海洋関連予算概算要求について、事務局から報告がなされた。

- 海底熱水鉱床のパイロットプロジェクトが平成29年度に予定され、その翌年度以降、民間に移行するプロセスが以前から決まっている。予算額を見たらうえて、やりたいことが全部できるのか気になる。
- 熱水鉱床については、パイロット試験のための機材購入に必要な予算を積んでいる。
- 鉱物資源と一緒に水が上がってくると思われる。排水の措置は具体的に考えているのか。
- 排水は非常に大きな問題。排水で海を汚しっぱなしにするというのは考えられない。
- 専門家で検討していることは、一旦船上まで上げた水を処理して、排水するという方法。
- 工程表5ページに海洋再生可能エネルギーについての線表の一方、43ページには「海洋再生可能エネルギーの開発に関する研究開発」の線表が示されている。同じ省の同じ政策とみられるが、線表に違いがある。これらの違いは何か。
- 海洋基本計画の記述に則って、複数のページに同じ施策が再掲という形で示されているのはご指摘の通り。43ページの再生可能エネルギー分野では、産業化と研究開発の施策それぞれで、具体的な線表を示しており、同じ施策が例えば7ページと43ページに記載されている。
一方で、5ページの再生可能エネルギーの施策と7ページの施策が異なっているが、この5ページのものは、再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針の各施策を今期の海洋基本計画期間中である平成29年度末まで継続的に取り組むことを示すための線表である。
- 参与会議意見書で提言したことが、新しい工程表ではどの反映されているのかを示してほしい。特に再生可能エネルギーについて、エネルギー基本計画、あるいは○○を

踏まえてどのような目標を持って進めるのか。2018年に商業化すると再興戦略に記載されていることを踏まえ、説明していただきたい。本来は、意見書に書かれた8項目それぞれについて、どう意見を取り入れて、いかに予算化しているのかを説明してほしい。

- 例えば海洋再生可能エネルギーについて、海洋基本計画は特段、いつまでにいくらという事は触れていない。エネルギー基本計画や再興戦略について、平成30年度に浮体式風力発電の商業化が触れられている。今のところ、工程表上に具体的にそこまでの線表は示していないが、例えば経産省の福島沖の実証プロジェクトについては平成27年度までに2MW、7MW、5MWの風車を完成される予定で、その後安定的に実証研究を進めていく。それが結果的にエネルギー基本計画につながるとみる。

今年の意見書については8分野について書かれている。今の時点では、例えばメタンハイドレートや民間企業の育成、といった施策が政府の工程表には必ずしも十分に反映されているわけではないが、現実的なものとして、JOGMECからの委託等を通じて、適切に実施されていると思う。

- 参与会議では、海洋基本計画が実行されているかどうかに基づいて、足りない部分について提言を行っている、と理解している。我々は工程表から、「世界に先駆けて海底鉱物資源開発を産業化すべき」とか、「世界最大級の洋上浮体風車を実現する」という施策をもっと強化すべきという観点から参与会議の提言をした。

それに答えて、施策をどう強化したのかについて説明してほしいと思ったが、そのような説明ではなかったと思う。新産業PTでまた議論をしたいと思う。

「実証フィールドの整備」のために、具体的な予算措置や整備の実態について教えてほしい。

- 実証フィールドは選定して一年余り経過している。海洋での発電機や海洋構築物の実証を実際の海面で行う場合、利害関係の調整に多大な時間と労力がかかるという問題がある。国が特定の海域を選定することで、地元の了解を得たうえで、実証研究を効果的かつスムーズに進めることを目的として実証フィールドを整備している。

実証研究のための設備は、実験する関係者が持ち寄ることになっている。民間企業が公的な制度を活用し、支援を受けて取り組むのが主体。特段、実証フィールドに関する設備費用として国がなんらかの措置をするということはない。実証フィールドの選定・公募については、十分にその旨の説明をしてきた。

- 民間企業がいかに海洋産業に参入して、国際競争力をつけるかについてのアクションプランは、工程表のどこに反映されているのか説明願いたい。
- 工程表55ページの上段。アクションプランの個別の施策、海外参入や人材育成については、それぞれの関係場所に記載している。
- 工程表14ページの海洋保護区について。工程表では「愛知目標の平成32年度までに、沿岸域及び海域の10%の適切な保全・管理を達成」と書かれている。海洋保護区については我が国なりの考え方を示し、対応を進めているところ。一方、他国では異なるイメージで対応しているものもある。我が国のやり方が国際的なものになりうるのか。国際的な調査やロビー活動を行い、準備が必要と考える。これらのことについて工程表

に記載する必要があるのではないかと。

同様に沿岸域の総合管理についても、個々の施策が並んでいるだけなので、これらを統合し、到達目標を見定めるべき。国際的な動きを見定めたいうえで、一步先に行く必要があると思う。ご一考頂きたい。

- これで工程表はすべてということではなく、ローリングしていく。頂いたご意見についても、関係省庁と相談し、進めて参りたい。
- 新産業創出 PT でも具体的に議論されているところだが、基礎試錐において、日本で唯一国際的に展開しているドリリングカンパニーが、試錐プロジェクトの応札に対応できないのではないかと、という疑問を呈している。極めて数少ない現場を国が提供する際に、日本企業の参入が妨げられるような仕方をしてはいけないと思う。
メタンハイドレートについても今後、長期産出試験をやる際に、同社からは、もし国が 2 年間リグを借りるといような措置があれば、日本の造船所でリグを作ってもいい、その後は自分らのビジネスとしてリスクをとるとい、具体的な考えを持っている。
経産省、国交省はそういう話を受け止めて、産業化につなげるべき検討をしてほしい。
- 工程表はこれからさらに中身を充実されていくべきものと思うので、参与からの意見を盛り込んだものにして頂きたい。

3. その他

- (1) 資料 3 に基づき、海洋状況把握 (MDA) に関する検討状況について、事務局から報告がなされた。
 - 計画通りでありがたい。工程表 29 ページの、「MDA システム・体制等の整備・運用に係る検討」は、「衛星を含む海洋関連情報の集約・共有の在り方に関する検討」と共に進めるべきと思う。
新しく安全保障関連法が間もなく発動になり、またアメリカからの新ガイドラインの話が出ており、いろいろなことが速いスピードで動いている。平成 28 年度の一年間は大事。これら 2 つのことを別々にやる必要はない。ぜひ一年前倒しでお願いしたい。
 - いろいろな省庁の持ついろいろなデータをつなぐというのは非常に難しそうなことのように思える。2 ページ目で記述された、「利用者」というのは具体的に何を想定するのか。
 - 情報の区分について、民間、政府内といくつか区別が存在する。ニーズを踏まえて、利用しやすいように区分を整理するよう、今後の検討が必要である。
 - われわれが目指すのは、アメリカや欧州で運用中のものと同じようなスタイル。国民一人ひとりから国際的なものまで、内容によって見られる人見られない人、要求できる人できない人はあるが、情報としてはすべからくというのを想定している。
- (2) 資料 4 に基づき、「海洋都市横浜うみ協議会」発足について、事務局から報告がなされた。

- 7月20日の総理のスピーチでもある通り、最初に取り組むのは人材育成と思う。様々な大学、産業、官公庁が揃っており、そこから手を付けたい。また、この取り組みは、横浜の地域に限ったことではないので、そのほかからの参加も期待しているところ。

4. 閉会

- 次回の参与会議は、12月9日16時から合同庁舎8号館8階の特別中会議室にて開催予定となっており、各PTの中間とりまとめということになります。各先生方にはよろしくお願いいたします。

以上